令和８年（フ）第２１６号
奈良県御所市大字柏原1428番地の１
債務者　中川　良子
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
奈良地方裁判所葛城支部破産係

令和８年（フ）第３３８号
和歌山県橋本市柏原128番地の１　アップグランカセバラ２棟102
債務者　北川　大成
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３４８号
和歌山市狐島15番地１　ラフィナートⅡ102
債務者　坂口　祐美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３４９号
和歌山県海南市小野田1531番地217
債務者　南方　真砂代
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第３７６号
和歌山市駿河町１番地　グレースⅠ301号
債務者　長谷川　和宏
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
和歌山地方裁判所民事部破産再生係

令和８年（フ）第１１０号
鳥取県八頭郡若桜町大字高野177番地　高野団地Ｆ－１号
債務者　柴田　好道
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２０号
鳥取県岩美郡岩美町大字高山54番地１
債務者　松田　貴子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第１２６号
鳥取県鳥取市緑ケ丘３丁目16番27号
債務者　依本　洋子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
鳥取地方裁判所民事部

令和８年（フ）第５９４号
岡山市南区当新田444番地50
債務者　吉川　美穂
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第６０８号
岡山市中区浜三丁目５―55　グループホームＳＯＲＴＥ、住民票上の住所岡山市中区福泊99番地２
債務者　上折　真美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午前11時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
岡山地方裁判所第３民事部

令和８年（フ）第１００号
広島県呉市焼山中央１丁目18番８号
債務者　小林　裕美
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１０９号
広島県呉市阿賀中央６丁目２番15―601号、旧住所広島県東広島市黒瀬楢原北３丁目14番13号
債務者　行友　法子（旧姓樹下）
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１２２号
広島県呉市広白石２丁目10番５―107号
債務者　田邉　虎ノ助
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第１２４号
広島県呉市三和町12番20号
債務者　濵　和枝
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所呉支部

令和８年（フ）第２３６号
広島県福山市千田町三丁目28番５号　Ｂ101
債務者　佐々木茉子
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第２３８号
広島県福山市坪生町三丁目25番２号
債務者　櫻　　太吉
１　決定年月日時　令和８年10月７日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
広島地方裁判所福山支部再生・破産係

令和８年（フ）第５６号
福岡県柳川市筑紫町91番地
債務者　斧山みどり
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係

令和８年（フ）第６８号
福岡県柳川市本城町39番地
債務者　田中　　薫
１　決定年月日時　令和８年10月６日午後４時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　令和８年12月７日まで
福岡地方裁判所柳川支部破産係